ACSES ニュースレター_２２１３号（2021 年 11 月 19 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（17 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・東海大山形野球部、20 代指導員が部員に体罰　今夏の山形大会準優勝〈新聞報道〉
・京大の設備工事収賄、元職員に懲役１年６月求刑　清掃器具６点没収も〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・株式会社エムアンドエムに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について〈消費者庁〉
・フリマアプリでの架空取引を持ちかける手口に注意－架空取引は規約で禁止されている行為です〈国民生活センター〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・規制委、志賀原発を現地調査　「百聞は一見にしかず」活断層か見極め〈新聞報道〉
・放射線の測定　VR で学ぶ　弘前大が開発〈新聞報道〉
[大震災対策]
・南海トラフに備え、自治体職員「応援派遣」計画策定へ…円滑な被災者支援目指す〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 健康安全
◇日本の消費が原因の大気汚染　乳幼児ら、年 4 万人超が早期死亡の推計〈新聞報道〉
[4] 医薬品
◇医薬品、緊急承認制度創設へ　有効性「推定」で使用可〈Web 報道〉
[5] 食品安全衛生関係
◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 179 号）〈官報〉
[6] 温暖化対策関係
◇「自社の温室ガス排出量把握」中小は大企業の半分　事業規模で取り組み温度差〈新聞報道〉
◇気候変動進めば…今世紀末のトウモロコシ収量は２４％減、国際研究チーム推計〈新聞報道〉
[7] 環境安全関係
◇オゾンホール、昨年並み　南極の 1.8 倍、気象庁〈Web 報道〉
◇太陽光発電 傾斜地や農地などでの設計のガイドライン公表〈放送報道〉
◇日本の環境技術は「ウサギとカメのウサギ」　慶大教授の警鐘、現実に〈新聞報道〉
[8] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　１件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　５件

金のなる木（カネノナルキ、成金草（ナリキンソウ）
花月（カゲツ）、縁紅弁慶（フチベニベンケイ））

[10] 海外の化学物質管理情報
○国際：３件　　○欧州：10 件　　○米国：６件　　○カナダ：１件　　○オーストラリア：１件
○中国：１件
[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：２件
[付録]
◇「男だから」生きづらい…７割　「国際男性デー」アンケート　若い世代ほど顕著に〈新聞報道〉
◇フリマアプリでの架空取引を持ちかける手口に注意－架空取引は規約で禁止されている行為です〈国民生活センター〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026684/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211118_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：113 件
うち重大事故等として通知された事案：44 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026683/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211118_02.pdf
1. 事故情報　(1) 事故情報（下記(2)(3)を除く）：６件
(2) 事故情報（食中毒情報）：12件
(3) 事故情報（指定成分等含有食品健康被害情報）：３件
2. リコール・自主回収情報
(1) リコール・自主回収情報（食品関係）：45件
(2) リコール・自主回収情報（食品関係以外）：３件

・東海大山形野球部、20 代指導員が部員に体罰　今夏の山形大会準優勝
＜朝日新聞　2021 年 11 月 18 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASPCL2R4FPCKUZHB001.html?iref=comtop_BreakingNews_list
東海大山形高校（山形市）の硬式野球部の部活動指導員だった 20 代男性が部員 1 人に体罰をしていたことが 17 日、わかった。同校は男性を部活動の指導から外し、「行き過ぎた指導があった」と判断して指導員の契約を解除した。
同校や山形県学事文書課によると、男性は今月 5 日午後 4 時半ごろ、部活動を指導していた際に部員のほおを平手で 3 回たたいた。部員にけがはなかった。保護者から 7 日に相談を受け、発覚。同校は男性らから事実関係を確認し、県高野連と県に報告した。同校の非常勤講師を務めている男性を自宅謹慎とし、処分を検討するという。
同校硬式野球部は甲子園大会に出場した経験があり、今夏の山形大会で準優勝をした強豪。

・京大の設備工事収賄、元職員に懲役１年６月求刑　清掃器具６点没収も

＜京都新聞　2021 年 11 月 16 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/678806

京都大桂キャンパス（京都市西京区）の設備工事を巡る贈収賄事件で、収賄の罪に問われた京大工学研究科管理課の元技術職員の男（31）=滋賀県東近江市=の論告求刑公判が 16 日、京都地裁（赤坂宏一裁判官）であった。検察側は懲役 1 年 6 月、受け取った清掃器具など 6 点の没収を求刑し、結審した。判決は 30 日。

検察側は論告で「自己の物欲を満たすために繰り返し賄賂の供与を受けた悪質な犯行」と指摘した。

弁護側は、十分に反省しており、京大を辞職するなど社会的制裁を受けているとして執行猶予付き判決を求めた。

起訴状によると、昨年 5 月～今年 7 月、京大が随意契約で発注する桂キャンパスの給排水・空調設備工事について、見積書を取る業者に竜王町の業者を選ぶ謝礼として、6 回にわたり清掃用の機械など 6 点（約 25 万円相当）を受け取ったとしている。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・株式会社エムアンドエムに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

＜消費者庁　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026650/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211118_1.pdf

消費者庁は、本日、株式会社エムアンドエムに対し、同社が供給する「ファイラマッスルサプリ HMB」と称する食品に係る表示について、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

・フリマアプリでの架空取引を持ちかける手口に注意－架空取引は規約で禁止されている行為です

＜国民生活センター　2021 年 11 月 18 日＞

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211118_1.html

全国の消費生活センター等には、フリマアプリで架空取引を持ちかけられたという相談が寄せられています。これは、主にもうけ話の取引ツール等の代金の支払いを、フリマアプリでの架空取引で支払わせる手口です。

---→ *末尾［付録］*

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・規制委、志賀原発を現地調査　「百聞は一見にしかず」活断層か見極め

＜朝日新聞　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCL6HPNPCLPISC00P.html

原子力規制委員会は 18 日、北陸電力が再稼働を目指す志賀原発 2 号機（石川県志賀町）の敷地内で、断層の活動性を調べる現地調査を行った。適合性審査の一環で、敷地内に活断層はないとする北陸電の主張を見極める。

規制委の石渡明委員らが、北陸電が事前に掘ったトレンチ（溝）の断面などで断層や周囲の地層を観察した。北陸電が地中の鉱物脈を得るために行ったボーリング調査の資料なども確認した。19 日には敷地外の断層も調査する。石渡氏は「紙やスクリーンで見たものとはやはり印象が違う部分があった。百聞は一見にしかずだった」と話した。

同原発を巡っては、規制委の有識者会合が 2015 年、敷地内の断層が活断層である可能性が否定できないとの結論をまとめた。北陸電は、断層が動いたかどうかを判断する別の手法のデータを提出し、「活断層ではない」と主張。審査と運転停止が長引いている。

規制委は有識者会合の報告書を「重要な知見」として扱うと決めているが、北陸電が提出したデータの手法も評価手法に採り入れている。

石渡氏「有識者会合、データ足りない認識あった」

また石渡氏は、有識者会合の結論が、建設時に地層の断面を描いた古いスケッチに基づいている点に言及。「私も含めて有識者はデータが足りないと認識した上であのような評価をした。さらに、こういうデータを出したら良いと有識者が評価書で書いた手法で、北陸電力がその方向でデータを出した」と語った。今後の審査について「元の有識者を集める必要があるかどうかは、規制委員の 5 人で決めれば良いと思っている」と話した

・放射線の測定　VR で学ぶ　弘前大が開発

＜朝日新聞　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCJ6R53P9ZULUC01J.html

原発事故の被災者らを想定し、バーチャルリアリティー（VR）で、体に付いた放射性物質の測定方法を学べる研修システムを、弘前大学大学院保健学研究科などが開発した。高価な測定器や管理が難しい放射線源を使わずに学べるのが特徴で、被曝（ひばく）医療を担う看護師や診療放射線技師、学生らを対象に、来年度から研修や実習に試験導入することをめざしている。

システムは、同研究科の富沢登志子教授らのグループと、VR 技術を使った診察実習システムを開発してきた「イマクリエイト」（東京都）が、9 月 30 日に発表した。

学習者が VR ゴーグルをのぞくと、被検者と測定器が映し出されており、両手に持ったコントローラーで測定器を操作。放射性物質が体のどこに付着し、線量がどれくらいなのかを特定する。測定器を動かす速度や体との距離も表示され、正確な測定方法が直感的に身につく。

また、初心者が段階的に学べるよう、汚染部分を見えるようにしたり、どれほど正確に測定できたのかを採点したりする機能も備えているという。

今後、システムを使った訓練の効果を検証し、原子力災害に対応する各地の病院向け研修で活用の道を探る。富沢教授は「被災者の放射線測定にあたる自治体職員や、病院の核医学検査従事者にも対象を広げたい」と話している。

[大震災対策]

・南海トラフに備え、自治体職員「応援派遣」計画策定へ…円滑な被災者支援目指す

＜読売新聞　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211117-OYT1T50112/

総務省は、南海トラフ巨大地震に備え、自治体職員の被災地への応援派遣に関する行動計画を作成する。職員を迅速に送り出すことで、円滑な被災者支援につなげたい考えだ。今年度中に有識者協議会を設置し、２～３年以内の計画策定を目指す。

自治体職員の応援派遣を巡っては、２０１８年７月の西日本豪雨で、仙台市、新潟市、熊本市や東京都など全国の２９自治体から延べ約１万５０００人の職員が被害が深刻だった広島県、岡山県、愛媛県の２０市町に支援に入った。

派遣職員は避難所の運営支援、家屋の被害状況調査や罹災（りさい）証明発行などにあたる。これらの業務負担が軽減することで、被災自治体には被害の全体像把握や、復興計画策定など、より総合的・長期的な対策を検討する余裕が生まれるという。

一方、１６年の熊本地震では土木に詳しい職員が、被災自治体で駐車場の整理を行うなど適切に配置されない「ミスマッチ」の事例も問題となった。

総務省は１８年３月、被災自治体の要望に合わせて、派遣職員を調整する「応急対策職員派遣制度」を開始した。一定の効果は出ているものの、大規模な応援派遣が必要な南海トラフ巨大地震は、発災後の調整では迅速な派遣が困難なことが懸念されている。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22312.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年 11 月 18 日版）

＜厚生労働省　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22289.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・国内コロナ感染、新たに 204 人　累計 172 万 5498 人（17 日午後 8 時現在）

＜日経新聞　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQODL250V00V21C20A1000000/

・世界のコロナ感染者、累計 2 億 5487 万人　死者は 512 万人
＜日経新聞　2021 年 11 月 18 日＞　https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/coronavirus-world-map/

・新型コロナ新規感染３２９２人、過去最多　防疫措置緩和で急増―韓国
＜時事通信　2021 年 11 月 18 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2662817?free=1
・北米の累計感染者、4900 万人超える　米国で増加傾向
＜日経新聞　2021 年 11 月 18 日＞　https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/coronavirus-chart-list/

・ロシア、コロナ死者数の増加止まらず　接種証明義務化へ
＜日経新聞　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR1431B0U1A111C2000000/
・イタリアの新規感染者 1 万人超　5 月以来、新型コロナ
＜共同通信　2021 年 11 月 18 日＞　https://nordot.app/833846185853009920?c=39546741839462401
・医療従事者にワクチン義務化　ベルギー、コロナ感染者が急増
＜共同通信　2021 年 11 月 18 日＞　https://nordot.app/833807680281477120?c=39546741839462401
・オーストリア、ワクチン未接種者に行動制限　　通院など以外は外出禁止、違反者には罰金も
＜日経新聞　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR142R70U1A111C2000000/

[対策・予防]

◇<u>省庁発表</u>

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021 年 11 月 18 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html
---

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・国内ワクチン接種、2 回完了 75.6%　累計 1 億 9511 万回
＜日経新聞　2021 年 11 月 17 日＞
https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/coronavirus-japan-vaccine-status/
・世界のワクチン接種、27 カ国で完了率 70%超える
＜日経新聞　2021 年 11 月 17 日＞　https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/coronavirus-vaccine-status/

・接種直後の副反応、0.24%　自衛隊会場の 120 万人調査
＜共同通信　2021 年 11 月 17 日＞　https://nordot.app/833681975975772160?c=39546741839462401

・5～11 歳接種、2 月めど準備を　ワクチン、自治体に要請
＜共同通信　2021 年 11 月 17 日＞　https://nordot.app/833634793924345856?c=39546741839462401
・コロナワクチン職場接種 3 回目もモデルナ製
＜共同通信　2021 年 11 月 17 日＞　https://nordot.app/833631394583527424?c=39546741839462401
・同一医療機関で複数種のワクチン扱い可能に
＜共同通信　2021 年 11 月 17 日＞　https://nordot.app/833537095063126016?c=39546741839462401

・<u>国産ワクチン研究の司令塔創設、製造拠点整備も含め５千億円を計上</u>
＜読売新聞　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/politics/20211118-OYT1T50017/
　政府は１９日に決定する経済対策の一環として、国産ワクチンの開発基盤強化に向け、研究の司令塔機能を担う拠点を創設する方針を固めた。パンデミック（世界的な大流行）への対応力を高めるためで、ワクチン製造拠点の整備促進を含め５０００億円規模の関連予算を計上する方向だ。
　複数の政府・与党関係者が明らかにした。新型コロナウイルスのワクチンを巡っては、米英などが開発で先行

し、各国が入手を競う争奪戦となった。日本は、国内接種の大半を占めるファイザーとモデルナのワクチンの全量を輸入している。

今年６月の先進７か国首脳会議（Ｇ７サミット）では、将来のパンデミックに対応するためワクチンや治療薬の開発期間を１００日未満に短縮する「１００日ミッション」を打ち出した。政府は、こうした状況を踏まえ、国産ワクチンの開発・製造能力の強化を急ぐ必要があると判断した。

研究開発支援の拠点となるのは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）に設置する「先進的研究開発戦略センター」（ＳＣＡＲＤＡ）だ。ここを司令塔に、産学官の有力な研究プロジェクトに集中的に研究費を投入し、パンデミックに対応するワクチンの迅速な開発を進める。

創薬に取り組む新興企業（ベンチャー）の育成支援にも乗り出す。新型コロナワクチンで活用されたメッセンジャーＲＮＡ（ｍＲＮＡ）は米独の新興企業が開発した。新興企業に投資するベンチャーキャピタルの出資を要件に、政府が開発費を支援する。上限は、ベンチャーキャピタルの出資額の倍とする方向で調整している。大学などに世界トップレベルの研究拠点を形成することも目指す。

一連の研究開発支援のため、ＡＭＥＤに２５００億円超の基金を設ける方針だ。

製造拠点の整備促進では、製薬企業に補助金を出し、緊急時にワクチン製造に転用できる施設の整備や改修を促す。平時は各企業が自社製品などを製造するが、パンデミックの際には、政府の指示でワクチン製造に切り替える。補助金は、整備費用の９割程度となる見通しだ。海外で開発されたワクチンの製造での活用も見込む。

製造拠点支援には約２３００億円を計上する。韓国もワクチンの製造能力の向上に約２０００億円を投じる計画を進めている。政府はこれを上回る予算規模とし、国際的な競争力も高めたい考えだ。

■国産ワクチンの開発・製造支援のポイント

【研究開発】

▽国立研究開発法人日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）に先進的研究開発戦略センター（ＳＣＡＲＤＡ）を設置

▽大学などに世界トップレベルの研究拠点を形成

▽創薬に取り組む新興企業を育成

【製造拠点整備】

▽パンデミック発生時にワクチン製造に転用できる施設を整備

■【解説】予算不足で「敗戦」教訓に

日本は、コロナ禍でのワクチン開発競争や調達で出遅れた。政府が、開発・製造の支援に本腰を入れるのは、「ワクチン敗戦」ともささやかれた事態を繰り返さないためだ。

新型インフルエンザなどの被害が小さかった日本では、ワクチンを含む感染症研究に十分な資金が投じられてこなかった。デロイトトーマツコンサルティング合同会社の調査によると、２０１９年度の日本の感染症関連の研究開発予算は７４億円。米国の約５３００億円、中国の約２６００億円などとの差は大きい。

米国は平時から、安全保障の観点で感染症対策に力を注ぐ。政府は今回の対応を契機に、腰を据えて開発・製造基盤の強化に取り組む必要がある。煩雑で、緊急時でも時間を要する薬事承認手続きなど、運用面の改善も求められる。

――――――――

◇マスコミ報道　見出し

・過酷なワンオペ看護、１日も休まず１年間

７７％の病院、コロナ禍で入院児童に付き添う親の交代制限

＜共同通信　2021 年 11 月 18 日＞　https://nordot.app/831777390790426624

****

[3] ***健康安全***

◇日本の消費が原因の大気汚染　乳幼児ら、年４万人超が早期死亡の推計

＜朝日新聞　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCJ340ZPC5ULBJ01L.html

国立環境研究所（茨城県つくば市）などのチームが、大気汚染が原因で平均寿命より早く亡くなる人数を国別に推計したところ、日本の消費活動が原因の早期死亡は、途上国を中心に年間約４万２千人（死亡時平均 70 歳）に達し、そのうち５歳未満の乳幼児も約１千人含まれることがわかった。日本への輸出が多い中国やインドなど

に被害が集中している。

チームは、環境研のほか京都大学、九州大学など。科学誌ネイチャーコミュニケーションズに論文を発表した。

日本など先進国が消費する製品やサービスの多くは、新興国や途上国で作られる。輸出向けの製品を作る工場や、現地の石炭火力発電所などから生じる大気汚染物質の PM2・5 による健康被害の影響を「産業連関分析」という手法で分析。人口データとあわせ、感染症や脳卒中など 5 疾患による早期死亡の数を推計した。

PM2・5 の影響で平均寿命より早く亡くなる早期死亡者は、世界保健機関の推計で年間約 400 万人とされる。今回の推計で、うち約 200 万人は、主要 20 カ国・地域（G20）のうち欧州連合を除く 19 カ国の消費で生じる PM2・5 の影響によるものだと判明。5 歳未満の乳幼児も約 8 万人含まれることがわかった。

日本の消費は、年間約 4 万 2 千人（死亡時平均 70 歳）の早期死亡に影響し、うち 7 割が中国やインドなど海外だった。5 歳未満の早期死亡は、中国 170 人、インド 260 人、インドネシア 40 人など海外で計 970 人と推計された。

一方、日本国内での生産活動…

****

[4] ***医薬品等***

◇医薬品、緊急承認制度創設へ　有効性「推定」で使用可

＜共同通信　2021 年 11 月 17 日＞　https://nordot.app/833663985800101888?c=39546741839462401

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大などの緊急時に、未承認のワクチンや医薬品を国内で迅速に使えるようにするため、安全性だけを確認し、有効性は推定できれば承認する「緊急時薬事承認」制度を創設する方針を固めた。感染症の流行拡大を速やかに防止する狙い。12 月中に制度の詳細を決め、来年の通常国会に関連法案を提出する。政府関係者が 17 日明らかにした。

新型コロナの治療薬やワクチンの国内実用化が海外に比べ、遅くなったとの指摘があったことが背景。従来、薬の安全性と有効性の二つの要件をそれぞれ確認していた。

日本の薬事承認制度

	現行制度		新制度
	通常承認	特例承認	緊急時薬事承認
対象	全ての医薬品	海外で流通している医薬品	全ての医薬品
趣旨	科学的な証拠に基づき承認する	緊急時に健康被害拡大を防止するため、海外で販売が認められている医薬品を承認する	緊急時に健康被害拡大を防止するため、安全性を確認し、有効性が推定される医薬品を承認する
審査	有効性と安全性を確認	有効性と安全性を確認	有効性は推定、安全性は確認

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 179 号）

［官報］　令和 3 年 11 月 18 日　本紙　第 619 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211118/20211118h00619/20211118h006190002f.html

○厚生労働省令第 179 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項並びに食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第十三号及び第三十号の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 11 月 18 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第六十六条の九　令第三十五条第十三号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第十三項に規定する乳製品（同条第二十一項に規定するアイスクリーム類を除く。）及び同条第四十一項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂乳固形分三・〇％未満を含むものとする。	**第六十六条の九**　令第三十五条第十三号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第十二項に規定する乳製品（同条第二十項に規定するアイスクリーム類を除く。）及び同条第四十項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂肪固形分三・〇％未満を含むものとする。
第六十六条の十　令第三十五条第三十号の厚生労働省令で定める食品は、玄米、精米、麦類、そばの実、コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆、茶、焙煎麦、はちみつ、乾ししいたけ、落花生（生鮮のもの及びゆでたものを除く。）、節類、削節類、焼きのり、乾燥パン粉、ゼラチン、焼ふ、顆粒状又は粉末状の食品、顆粒状又は粉末状の食品を圧縮成形した食品及び顆粒状又は粉末状の食品をカプセルに入れた食品並びにこれらの食品を混合した食品並びに食酢とする。	**第六十六条の十**　令第三十五条第三十号の厚生労働省令で定める食品は、食酢及びはちみつとする。
第六十七条　法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は、第五号に掲げる事項に変更がない場合において、同号に掲げる事項の記載を省略することができる。 一～八　（略）	**第六十七条**　法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は、図面及び第五号に掲げる事項に変更がない場合において、図面の添付及び同号に掲げる事項の記載を省略することができる。 一～八　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十五条第一項の許可を受けて食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第三十号の営業（この省令による改正後の食品衛生法施行規則第六十六条の十に規定する食品を製造する営業に限る。次項及び第四項において同じ。）を行っている者は、この省令の施行の日（次項及び第四項において「施行日」という。）に法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

3　この省令の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号）第九条の規定により法第五十五条第一項の許可を受けないで営業を行っている者は、法第五十七条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過した日の属する月の末日までに、同項の規定による届出をしなければならない。

4　営業を行おうとする者が、施行日前に行った法第五十五条第一項の許可の申請であって、この省令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないもの（営業に係るものに限る。）は、施行日に法第五十七条第一項の規定によりされた届出とみなす。

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇「自社の温室ガス排出量把握」中小は大企業の半分　事業規模で取り組み温度差

＜京都新聞　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/679360

◇気候変動進めば…今世紀末のトウモロコシ収量は２４％減、国際研究チーム推計

＜読売新聞　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20211118-OYT1T50118/

国立環境研究所（国環研）など国内外の２０研究機関による国際研究チームは、気候変動が著しく進んだ場合、世界のトウモロコシの収量が今世紀末には現在より２４％減少するとの推計を発表した。小麦は高緯度地域の温暖化で逆に１８％の増加が見込めるという。論文が国際科学誌「ネイチャー・フード」に掲載された。

チームは、国連の「気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）」が８月に公表した「最も温暖化が進んだ場合」のシナリオを使って、各地の気温や湿度などを推定した。その結果、今世紀末（２０６９～９９年）では現在（１９８３～２０１３年）に比べ、世界の平均気温が３・９度上昇。トウモロコシの収量が２４％減少し、ダイズも２％減る見通しとなった。

一方、小麦は１８％の大幅増となった。小麦の主要な生産国は高緯度地域のロシアや北米などで、温暖化によって育ちやすくなるという。コメの収量も２％増となった。国環研の岡田将誌（まさし）・主任研究員（農業気象学）は「世界の食糧生産に大きな影響が出る可能性がある」と話している。

****

[7] ***環境安全関係***

◇オゾンホール、昨年並み　南極の 1.8 倍、気象庁

＜共同通信　2021 年 11 月 17 日＞　https://nordot.app/833582989162414080?c=39546741839462401

気象庁は 17 日、南極上空のオゾンの量が極端に少なくなる現象「オゾンホール」について、10 月 7 日に今年の最大の 2480 万平方キロに拡大したと発表した。昨年とほぼ同じで、南極大陸の約 1.8 倍に相当する。ただし最大面積は 2000 年以降、縮小傾向にある。

気象庁が米航空宇宙局（NASA）の衛星観測データから解析した。

気象庁によると、オゾンホールは 8 月上旬に現れ、下旬から急拡大。9 月中旬以降は 11～20 年の平均値より大きくなった。12 月にかけて消滅する見込み。フロンなどオゾン層の破壊物質の濃度は依然高いままという。

◇太陽光発電 傾斜地や農地などでの設計のガイドライン公表

＜NHK　2021 年 11 月 19 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211119/k10013353441000.html

脱炭素社会の実現に向けて国が最優先に位置づけている再生可能エネルギーの１つ「太陽光発電」について、台風などによる発電設備への被害を減らすため、設計のガイドラインがまとまり、傾斜地や農地など、特殊な環境での設計や施工方法が具体化されました。

「太陽光発電」は、東日本大震災のあと 2012 年に始まった再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度以降、導入が急拡大した一方、台風や豪雨などの自然災害で設備が破損する被害が相次ぐなど安全性の確保が課題の１つです。

近年、設置が増えている傾斜地や農地、水上での設備でも被害が出ているため、こうした特殊な環境での設計や施工の注意点などを具体的に記載したガイドラインがまとまり、公表されました。

このうち、傾斜地での設置の場合は、土砂の流出などを防ぐため事前に地盤調査などを行い、自治体の条例なども踏まえ、のり面の保護や排水設備などを設置する必要があるとしています。

また、農地の場合は、耕うん機などの農機の衝突で連鎖的に倒れない対策や感電を防ぐためケーブルの保護などが重要だとしているほか、ため池など水上で設置する場合は、風や波の力を想定したうえで固定することなどを求めています。

ガイドラインをまとめた NEDO＝新エネルギー・産業技術総合開発機構の山崎光浩主任研究員は「太陽光発電の普及には、コストの低減だけでなく安全性と信頼性向上が必要だ。安定的に長く使うことで二酸化炭素の削減に貢献できるよう設計の参考にしてほしい」と話しています。

ガイドラインについて、経済産業省は今年度中に「太陽光発電」の技術基準の指針として取り入れたい考えで、検討を進めています。

◇日本の環境技術は「ウサギとカメのウサギ」　慶大教授の警鐘、現実に

＜朝日新聞　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCJ5TFVPCJUENI001.html

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「瀬戸内海環境保全基本計画（案)」に対する意見の募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2021 年 11 月 18 日＞　http://www.env.go.jp/press/110197.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・化学物質のリスク評価検討会（発がん性評価ワーキンググループ）　　11 月 25 日

＜厚生労働省　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21630.html

（１）中期発がん性試験（2020 年度実施分）の結果の評価についてて

（２）遺伝子改変動物を用いた試験結果の評価について

（３）その他

・令和３年度第２回発がん性評価ワーキンググループ（オンライン形式）を開催します　　11 月 25 日

＜厚生労働省　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22246.html

（１）中期発がん性試験（2020 年度実施分）の結果の評価について

（２）遺伝子改変動物を用いた試験結果の評価について

（３）その他

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　12 月２日

＜厚生労働省　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22169.html

・食品安全委員会 微生物・ウイルス専門調査会（第８３回）の開催について　　１１月２９日

＜内閣府　2021 年 11 月 18 日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/biseibutu_virus/annai/biseibutu-virus_annai_83.html

（１）専門委員等の紹介

（２）専門調査会の運営等について

（３）座長の選出・座長代理の指名

（４）食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）の改訂の検討について

・中央環境審議会地球環境部会住宅・建築物の脱炭素化に関する専門委員会（第２回）の開催について

11 月２4 日

＜環境省　2021 年 11 月 18 日＞　http://www.env.go.jp/press/110194.html

＜経済産業省　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2021/11/20211118002/20211118002.html

（１）都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定基準の見直しについて【国交省】【経産省】【環境省】

（２）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく誘導基準の見直しについて【国交省】【経産省】

（３）住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度における ZEH 水準を上回る等級について【国交省】

****

[10] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 562 号　2021 年 11 月 17 日　から＞

〇国際

・Section 4: Health Effects

＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 11 月 8 日＞

https://www.oecd.org/env/ehs/testing/section4-health-effects.htm

1.OECD は、化学物質の試験に関するガイドライン TG 492B Reconstructed Human Cornea-like Epithelium (RHCE) test method for eye hazard identification の草案を公開し、2021/12/07 までの意見募集を開始した。

TG 492B の草案　→

https://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/draft-test-guideline-492B-reconstructed-human-cornea-epithelium-test-method-eye-hazard-identification.pdf

2.OECD は、試験ガイドライン TG 498 IN VITRO RECONSTRUCTED HUMAN EPIDERMIS (RhE) TEST METHODS で説明されている、in vitro 再構築ヒト表皮 (RhE) 光毒性試験に類似または修正された方法を検証するための性能基準案を公開し、2021/12/10 までの意見募集を開始した。性能基準案　→

https://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/draft-performance-standards-test-guideline-498.pdf

・Series on Testing and Assessment: publications by number

＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 11 月 8 日＞

https://www.oecd.org/env/ehs/testing/series-testing-assessment-publications-number.htm

OECD は、化学物質の試験と評価に関する一連の文書として、試験と評価のための統合的アプローチ (IATA)に関連する 2 件の文書と Annex を掲載した。

○No.349 Case Study on use of an Integrated Approach for Testing and Assessment (IATA) for Systemic Toxicity of Phenoxyethanol when included at 1% in a body lotion (Annex 1)

○No.350 Report on Considerations from Case Study on Integrated Approaches for Testing and Assessment (IATA)

・国連環境計画、プラスチックなどの海洋ごみ問題への早急な対処が必要と報告（発表日：2021/10/21)

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 11 月 8 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46344&oversea=1

○欧州

・Deadly tanker blast in Sierra Leone recalls need to improve safety: UN instruments reduce risks

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2021 年 11 月 8 日＞

https://unece.org/media/transport/Dangerous-Goods/press/361847

UNECE は、危険物の陸路輸送事故の発生を防ぎ、その結果の深刻さを軽減するために、実証されている国連文書（危険物の国際陸路輸送 (ADR) に関する協定文書）の実施のためにすべての国を支援する準備ががきていると表明した。これは、シエラレオネ共和国の商業地区で発生した危険物輸送タンクローリー車の事故で、爆発により 100 人近くが死亡したとの報告を受けたため。

・Persistent organic pollutants - setting limit values in Annex I (update)

＜欧州委員会(EC)　2021 年 11 月 8 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13063-Persistent-organic-pollutants-setting-limit-values-in-Annex-I-update-_en

欧州委員会は、ヘキサクロロベンゼンに関し、欧州 POPs 規則 (EU) 2019/1021 の付属書 I を改正する欧州委員会委任規則(案)を公開し、2021/12/06 までの意見募集を開始した。この改正案は、物質、混合物、および成形品中の意図しない微量汚染物質としてのヘキサクロロベンゼンの制限値を 10mg/kg (0.001 重量%) 以下とするもので、この委任規則は官報公示の 20 日後に発効する。欧州委員会委任規則(案)　→

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AAres%282021%296851246&qid=1636414758273

・Environmental pollution: new study finds that polluters do not pay for the damage they cause

＜欧州委員会(EC)　2021 年 11 月 12 日＞

https://ec.europa.eu/environment/news/environmental-pollution-new-study-finds-polluters-do-not-pay-damage-they-cause-2021-11-12_en

欧州委員会 (DG Environment) は、「グリーン課税およびその他の経済的手段」に関する新しい欧州委員会の調査結果として、汚染者は彼らが引き起こした損害に対して支払いをしていないとし、「グリーン化税－汚染者負担の原則を実際に適用する」フラグシップイニシアティブを開始したと報じている。

・Commission Delegated Regulation (EU) 2021/1962 of 12 August 2021 correcting Annex VI to Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council on classification, labelling and packaging of substances and mixtures

＜欧州委員会(EC)　2021 年 11 月 12 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R1962&qid=1636763829883
欧州委員会（DG Environment）は、CLP 規則（EC）No 1272/2008 の付属書 VI を訂正する 2021/08/12 付け欧州委員会委任規則（EU）2021/1962 を官報公示した。この規則は官報公示の 3 日後に発効し、訂正は 2021/10/01 から適用される。特例として、この委任規則第 1 条に規定される物質を含む物質または混合物については 2021/10/01 より前に訂正を適用することができるとしている。

・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 11 月 8 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
ECHA は、5 物質の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示（CLH）案を公開し、2022/01/21 までの意見募集を開始した。

・ECHA Weekly - 10 November 2021
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 11 月 10 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-55
ECHA は、ECHA Weekly の 2021/11/10 版を掲載した。

・REACH requirements need to be considered in chemical recycling
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 11 月 11 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/reach-requirements-need-to-be-considered-in-chemical-recycling
ECHA は、廃棄物からプラスチックやゴムなどの高分子材料のケミカルリサイクルに関する現在の知識について外部委託した調査報告書で、REACH 登録要件に従い、プラスチック廃棄物の流れから懸念物質を排除する方法を見つけることが、非毒性のリサイクルを達成するための鍵であると報じている。

・Causal impacts of the REACH Authorisation process on the use of substances of very high concern in the EU
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 11 月 11 日＞
https://echa.europa.eu/documents/10162/17231/causal_analysis_reach_authorisation_en.pdf/36c6b6e9-486e-14e5-0843-5894dce69e28?t=1636465274783&utm_medium=email&utm_campaign=weekly&utm_content=20211110&_cldee=cHJlc3NAZWNoYS5ldXJvcGEuZXU%3d&recipientid=lead-36715268b1e0e71180fa005056952b31-c86235c452d046389bbc0f0f71d3da27&esid=25779b3e-0942-ec11-8131-005056b9310e
ECHA は、「欧州における高懸念物質の使用に関する REACH 認可プロセスの因果的影響」と題する新しい報告書を掲載した。この報告書は、REACH 認可プロセスによる規制措置と欧州における高懸念物質の使用との因果関係を見つけようとする最初の試みであると説明している。

・Webinars
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 11 月 11 日＞　https://echa.europa.eu/webinars
ECHA は、開催している Web セミナーの題名とそのプログラムを追加掲載した。
○How to submit a harmonised classification and labelling dossier - Part II（開催日：2021/12/09）

・欧州委員会、EU エコラベルを全ての化粧品とリンスオフのペットケア製品にも　拡大(発表日：2021/10/22)
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 11 月 9 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46345&oversea=1

○米国

・IRIS Public Science Meeting (Nov 2021)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 11 月 8 日＞
https://www.epa.gov/iris/iris-public-science-meeting-nov-2021
EPA は、2021/11/09 に開催されることになったナフタレンの統合リスク情報システム（IRIS）公開科学会議の最終議題を掲載した。公開会議の最終議題　→ https://ofmpub.epa.gov/eims/eimscomm.getfile?p_download_id=543726

・Response to Vacatur of Certain Provisions of the Mercury Inventory Reporting Rule
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 11 月 8 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/11/08/2021-24209/response-to-vacatur-of-certain-provisions-of-the-mercury-inventory-reporting-rule

EPA は、水銀インベントリ報告規則の特定の規定を改訂する最終規則を官報公示した。この改訂は 2020/06/05 に第 2 巡回区連邦控訴裁判所により発行された命令を実施するもので、2021/12/08 に発効する。

・Deadline Extension for Regional Roundtable Discussions Regarding "Waters of the United States"

＜米国環境保護庁(US EPA) 2021 年 11 月 8 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/11/08/2021-24317/deadline-extension-for-regional-roundtable-discussions-regarding-waters-of-the-united-states

EPA と米国陸軍省は、米国の水域（WOTUS）の定義について、地域における WOTUS の定義に関する情報を提供するための円卓会議の推薦期限を 2021/12/01 まで延長することを官報公示した。EPA は、この円卓会議が 2022 年初頭に開催されることを期待している。

・Proposed Information Collection Request; Comment Request; Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Implementation of the Oil Pollution Act Facility Response Plan Requirements (Renewal), EPA ICR No. 1630.13, OMB Control No. 2050-0135

＜米国環境保護庁(US EPA) 2021 年 11 月 10 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/11/10/2021-24555/proposed-information-collection-request-comment-request-information-collection-request-submitted-to

EPA は、「油濁法施設対応計画」と題し EPA ICR No.1630.13 で識別される既存の情報収集要求（ICR）の更新を審査と承認のため行政管理予算局（OMB）に提出予定であることを官報公示した。この提案は、2022/07/31 まで承認されている ICR の更新案で、2022/01/10 までの意見募集が行われる。

・Notification of a Public Meetings of the Science Advisory Board Per- and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) Review Panel

＜米国環境保護庁(US EPA) 2021 年 11 月 10 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/11/10/2021-24565/notification-of-a-public-meetings-of-the-science-advisory-board-per--and-polyfluoroalkyl-substances

EPA は、科学諮問委員会（SAB）のペルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）レビューパネルの 4 件の公開仮想会議の開催通知を官報公示した。

○開催日時：2021/12/16（12:00-17:00 東部時間）、2022/01/04（12:00-17:00 東部時間)2022/01/06（12:00-17:00 東部時間）、2022/01/07（11:00-16:00 東部時間）

○議題：SAB PFAS レビューパネルが以下のレビューを行う：

・飲料水中のペルフルオロオクタン酸（PFOA）の最大汚染レベル目標(案)を導出する EPA が提案するアプローチ

・飲料水中のペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）の最大汚染レベル目標(案)を導出する EPA が提案するアプローチ

・飲料水の PFOA および PFOS 暴露減少の結果として心血管疾患リスクが減少する EPA の分析

・PFAS 混合物に関連する非がん健康リスクを推定するための EPA のフレームワーク草案

この公開会議へのアクセスは SAB の Web サイトを参照　→ https://sab.epa.gov

・Board of Scientific Counselors (BOSC) Executive Committee Meeting-November 2021

＜米国環境保護庁(US EPA) 2021 年 11 月 12 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/11/12/2021-24624/board-of-scientific-counselors-bosc-executive-committee-meeting-november-2021

EPA 研究開発局(ORD)は、2021/09/29～30 に開催された会議のフォローアップとして、科学カウンセラー委員会（BOSC）の実行委員会会議（追加の PFAS に関連する公開仮想審議会）の開催通知を官報公示した。

○会議開催日（ビデオ会議）：2021/11/23 および 2021/12/08（ともに 11:00 - 14:00 EDT）

○議題：BOSC の Web サイトを参照　→

https://www.epa.gov/bosc/bosc-executive-committee-meeting-september-october-2021

○参加登録：2021/11/22 まで

○カナダ

・Bisphenol A (BPA) structural analogues and functional alternatives
＜カナダ　2021 年 11 月 13 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan/initiatives/bisphenol-a-structural-analogues-functional-alternatives.html
カナダ政府は、カナダ環境保護法（CEPA 1999）第 71 条に基づく、ビスフェノール A（BPA）、BPA 構造的類似物および BPA の機能的代替物（BPA SAFA）の製造者、輸入者、および使用者からの情報提出義務の通知を発行した。この通知は、カナダにおける BPA および BPA SAFA の商業的使用状況、産業におけるプロセス(例えば施設の放出)、および川下事業者での使用に関する情報を収集するためのもので、この通知が適用される全ての者は、2022/03/16 までに規定の報告ファイルを提出しなければならない。
カナダ官報　→ https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-11-13/html/notice-avis-eng.html#na2

○オーストラリア

・Correction of chemical names - 8 November 2021
＜オーストラリア　2021 年 11 月 8 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/correction-chemical-names-8-november-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019)第 85 条に従い、オーストラリア工業化学品インベントリ(AIIC)にある 85 物質の名称を CAS 名称または更新された CAS 名称に適合させる訂正を行った。
・Removing an Inventory listing following evaluation
＜オーストラリア　2021 年 11 月 11 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/removing-inventory-listing-following-evaluation
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、2021/10/22 に公開したペンタブロモ（フェノキシベンゼン）(CAS RN 32534-81-9)(別名：ペンタブロモジフェニルエーテル）の評価文書に記載されている、オーストラリアにおける物質の導入（製造・輸入）または使用による人の健康および環境へのリスクが十分に管理されていないという理由により、工業化学品法（IC Act 2019）第 95 条に従い、2021/12/10 付けで当該物質をインベントリから削除することを通知した。

○中国

・2021 年度 中国進出日系企業環境規制アンケート調査報告書（2021 年 10 月）
＜日本貿易振興機構(JETRO)　2021 年 11 月 9 日＞
https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/1faf9ba04c7a7c80.html
標記調査報告書が掲載された。
調査報告書　→ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/1faf9ba04c7a7c80/20210041.pdf
****

[11] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・鹿児島県での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内１例目、家きん国内２及び３例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2021 年 11 月 17 日＞　http://www.env.go.jp/press/110237.html
---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・根腐れ防ぐ植物ホルモンの特定　福井県立大の研究チーム
＜朝日新聞　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCJ6TKKPC2PISC00V.html
　水田など水の多い環境でも稲やアシといった植物が根腐れせず育つのは、植物ホルモン「アブシジン酸」が作用して根にバリアーを張っているためだと、福井県立大学などの研究チームが突き止めた。関係者は「気候変動による洪水や長雨に負けない農作物づくりにつながれば」と期待している。
　研究は県立大の卒業生、吉川真理奈さん（31）=横浜市在住=が 2012 年度にまとめた卒業論文を元に、生物資源学部の塩野克宏准教授（42）=植物生理学=がドイツのボン、ゲッティンゲン両大学や岡山大、新潟食糧農業大と

共同で肉付けしてきた。

植物の成長に水は不可欠だが、多すぎると根の途中から酸素が漏れ出し、先端の成長点まで必要な酸素が届かず、根腐れを起こす。湿地に強い植物は、根に酸素漏れを防ぐバリアーを作ることが知られていた。

塩野准教授らは、稲がどうやって根にバリアーを作るかを研究。バリアーができる部分の組織を集め、約 4 万 4 千個の遺伝子から関係しそうな候補を 98 個抽出した。あらゆる植物にある代表的な植物ホルモン 10 種類のうち、アブシジン酸を使うと、98 個中 57 個が活発になり、バリアー形成に関係することを発見した。

実際にアブシジン酸のない稲を作って水田や畑に植えると、根からの酸素の漏れや生育に違いが表れたという。

アブシジン酸は乾燥時に葉の気孔閉鎖を促すことなどが知られており、「湿潤という正反対の環境変化にも関与する多面性があるとわかった」と塩野准教授。バリアーを制御する仕組みや、多面的な機能を切り替えるスイッチ役の把握を続け、「湿害に弱い小麦や大麦、大豆などの穀物類の品種改良に応用できれば」と話している。

吉川さんらを著者に加えた論文は、2 日に英国の国際学術誌「NewPhytologist」のオンライン版に掲載された。2 日の発表に合わせて大学を訪れた吉川さんは「有名な学術誌に載りうれしい。研究成果が環境問題に役立っていけば」と喜んでいた。

◇その他

・東大の総長選考、昨年の混乱受け制度見直しへ　総長経験者は排除

＜朝日新聞　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCL6J73PCLUSPT00D.html

東京大学は、昨年の総長（学長）選考の過程が学内外から批判されたことを受け、選考のあり方を見直す方針を決めた。総長選考会議の改善策を検討してきた、藤井輝夫総長を座長とするワーキンググループ（WG）が、総長経験者を選考会議に関与させないことなどを提案する最終報告をまとめた。東大は今後、提案を実現させるため学内規定などを改正する。

昨年秋の総長選考では、教職員による意向投票に先立つ予備選で得票 1 位だった候補者が、意向投票の対象から外されたことが問題となった。特に、選考会議の議長だった小宮山宏・元総長が非公開の会議で、1 位候補をめぐる匿名の告発文に言及した点について、「意向投票の対象から外す方向に議論を誘導した」との批判が出ていた。

これを受けて当時の五神真総長が設置した第三者委員会は昨年 12 月、小宮山氏の言及について「妥当性を欠くと言わざるを得ない」と認めた。一方で、議論に大きな影響は与えなかったとして、選考は正しく行われたと結論付けた。

その後、4 月に就任した藤井総長のもとで選考会議の改善に向けた議論が続けられてきた。今月 17 日に公表された最終報告は昨年の経緯を踏まえ、総長経験者は選考会議の委員に就けないようにすべきだと提案した。「大学経営の透明性・公平性を図ることが重要」として排除を求めることにしたという。

また、最終報告は、東大で経営を担う理事や常勤教職員を経験した人についても、選考会議委員への就任には制限を設けるべきだとした。具体的には、理事は退職後 6 年間は委員に就けないようにすべきだと提言。さらに、元理事や 10 年以上東大の常勤教職員だった人が委員に就任する際は、その人数の合計を、選考会議の学外委員の 2 割以内に抑えるべきだとした。

加えて、東大だけでなく各国立大の学長選考会議が、学長を選んだり牽制（けんせい）したりする役割を担うにもかかわらず、そのメンバーの選出の仕組みは学長の意向が反映されやすいものになっていることを問題視。こうした現行制度について「法制度的な課題」があると指摘した。

藤井総長は最終報告で、「大学自らが選考会議を改革する努力を重ね、社会に取り組み状況を明らかにすることが重要」と言及。学内幹部のほか、学外や学生など多方面から意見を聴いて検討したことを強調した。

・学園祭の秋、立命館大は 2 年ぶりリアル開催　「忘れられない思い出」

＜朝日新聞　2021 年 11 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCK74CHPCGPLZB008.html

京都の秋は学園祭シーズンでもある。京都府内に 34 ある大学・大学院はコロナ禍への用心から今年もオンライン形式で開催したり中止したりする大学がある一方、感染状況が改善されたなか、ふだんの年のようにキャンパスに人が集まって実施する大学もある。

立命館大の衣笠キャンパス（京都市北区）では 14 日、2 年ぶりに「リアル」の学園祭がひらかれた。

「通話アプリをつなぎっぱなしに」深まる孤立、寂しさ紛らわす大学生

鉄道研究会のブースでは、何本もの列車が走る鉄道模型を展示。鉄道ファンらが次々と訪れていた。

同研究会の理工学部 2 年、川滝涼輔さん（19）は「全員で集まって展示物を仕上げることができ、忘れられない思い出になった」と取材に喜びを語った。

学園祭は、コロナの感染状況が悪化していた 4 月から、実行委員会が準備を進めてきた。コロナ対策は大学側と協議。入場者を学生数の半分にあたる 7 千人までとし、事前予約制を取り、指定した食堂以外での飲食を禁止するなどして開催にこぎつけた。

とはいえ 2 年前に比べ、展示やステージ企画などの参加団体は半数程度。模擬店は 68 店から 16 店に減った。その半面、来場予約システムの導入やライブ配信費用などがかさみ、予算規模は拡大したという。

委員長で、産業社会学部 4 年の鈴木輝（ひかる）さん（23）は「対面とオンライン、どちらでも楽しめる新たな形を目指した」と言う。

対面イベントでは、NHK 大河ドラマ「青天を衝け」にも出演している俳優・板垣李光人（りひと）さんのトークショーを開催。インターネットのライブ配信では、会場の様子や展示の見どころをリポートし、ステージ公演の模様も伝えた。

来場したのは、学生や保護者、住民ら。国際関係学部 1 年の女子学生は「学生だけじゃない、キャンパスのにぎやかな雰囲気がいい」と話した。

ほかにも、京都工芸繊維大や同志社女子大、京都橘大が同様に、対面形式で学園祭を開催する予定だ。

ただ、今年もキャンパスでの開催を見送る大学もある。

京都大の 11 月祭は、19～22 日にすべてオンラインで開催。展示や公演、グッズ販売など 100 ほどの企画を配信する。

コロナ禍前は例年 10 万人ほどが訪れ、全国有数の学園祭として名をはせてきた。だが、オンライン形式では、ただ待っていても「集客力」は期待できない。テーマソングを募ったり、マスコットキャラクター「のべんばくん」がつぶやくツイッターアカウントを開設したり。高校や予備校約 100 校にチラシも送って PR に努めている。

対面開催のノウハウをどう引き継ぐかも課題になっている。11 月祭事務局の 2 年生の一人は「対面開催を主導した経験のある 4 年生に、現場でのトラブル対応など、今のうちに聞いておかなければ」と話す。

同志社大の「同志社 EVE」も 26～28 日にオンラインで開催される予定だ。一方、京都産業大や京都教育大は中止した。

****

[付録]

◇「男だから」生きづらい…７割　「国際男性デー」アンケート　若い世代ほど顕著に

＜熊本日日新聞　2021 年 11 月 18 日＞　https://kumanichi.com/articles/470726

１１月１９日は、男性の心身の健康やジェンダー（社会的性差）の平等に目を向ける「国際男性デー」。熊日の「ＳＮＳこちら編集局」公式ＬＩＮＥ（ライン）でアンケートしたところ、「男だから」という固定観念に対し「生きづらさを感じることがある」とする回答が６７％を占めた。若い世代ほど顕著で、「大黒柱として稼がなければならない」「男なら泣くなと言われた」などの固定観念を息苦しく感じている人が目立った。

アンケートは１０～１４日に実施。県内を中心に６１６人（男性４１８人、女性１９５人、その他３人）が回答した。

「『男だから』という理由で、生きづらさを感じることがあると思うか」の問いに、男性の５８％が「ある」、４２％が「ない」と答えた。女性は「ある」が８６％。夫や息子へ向けられる視線や言動から昔ながらの価値観を感じ取ったのか、男性を大きく上回った。

「生きづらさを感じる」とする人は低年齢ほど多く、１９歳以下は８６％。２０代８０％、３０代７６％…と続き、６０代で４９％と逆転。感じる場面を聞くと「仕事」がトップで４３７人。次いで「家庭生活」３２４人、「文化・慣習」２９８人の順だった（複数回答）。

仕事では「稼いで一人前という考え方がいまだに強い」（２０代男性、宇土市）、「心の健康を損なっても仕事を続けなければならない」（３０代男性、熊本市）など、男性が家計を支えなければならないとする社会通念

に負担を感じている人が多かった。力仕事を求められる、男の付き合いには同調圧力があるなどの指摘もあった。

「育児にかかわりたいが、残業して稼がないと家計が成り立たない」（４０代男性、熊本市）など仕事と家庭の両立に悩む人や、「長男だから家を継げと言われる」（４０代男性、合志市）など跡取りのプレッシャーを訴える人もいた。

「子どもに『男の子でしょ、もっと強くなれ』と言っていた」（５０代女性、熊本市）などの反省や、「○○らしさを全面的に否定する社会の風潮は疑問」（６０代男性、熊本市）という声もあった。

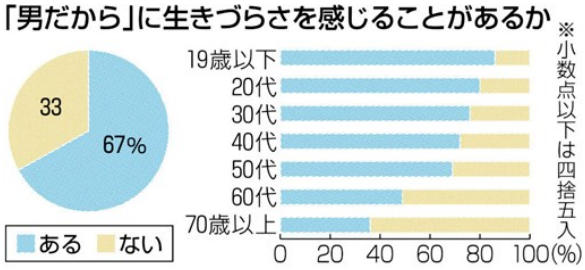

◇フリマアプリでの架空取引を持ちかける手口に注意－架空取引は規約で禁止されている行為です

＜国民生活センター　2021 年 11 月 18 日＞　　*上記［1］関係*

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211118_1.html

全国の消費生活センター等には、フリマアプリで架空取引を持ちかけられたという相談が寄せられています。これは、主にもうけ話の取引ツール等の代金の支払いを、フリマアプリでの架空取引で支払わせる手口です。

相談事例

画像投稿アプリで海外のバイナリーオプション取引で稼いでいるという女性と知り合い、「取引ツールを買わないか」と勧誘された。約20万円のツールを買うことにしたところ、代金の支払方法としてフリマアプリでの架空取引を持ちかけられた。これは、フリマアプリに海外有名ブランドのバッグを形だけ出品するので、バッグを落札して支払いをすれば、取引ツール代約20万円を支払ったことにするというものであった。指示通り、出品されたブランドバッグをクレジットカードで決済した。その後、教えてもらった通りに取引を始めたが、稼げない。だまされたと思うので返金してほしい。

（2021年7月受付　当事者：20歳代　男性）

消費者へのアドバイス

・フリマアプリでの架空取引を持ちかけられてもハッキリと断ってください。フリマアプリ運営事業者から規約違反を問われる恐れもありますので、架空取引を持ちかけられても、絶対に応じないようにしてください。

・架空取引を持ちかけられる手口は、バイナリーオプションの取引ツールや情報商材の取引で多くみられます。うまい話にはのらないで！

・不審な点があった場合には、すぐに最寄りの消費生活センターに相談してください。

＊消費者ホットライン「188（いやや！）」番最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

********** 以上 **********